

**平成29年度「西京結び」事業に係る企画・運営等業務委託
募集要項**

1 趣旨

西京区では、「西京区基本計画」を推進するために、年度ごとに重点的に取り組む施策・事業の方針・内容を掲げた「西京区運営方針」を策定している。

平成29年度の運営方針では、平成28年度に区民が考えるまちの将来像としてとりまとめられた「西京区・洛西地域の新たな活性化ビジョン」の実現を目指し、「地域の更なる活性化」を重点テーマの一つとして位置付けている。

当該テーマの具体化に向けた取組の一環として、自治会や各種団体などの地域に根ざした活動に加えて、西京区内でまちづくり活動をしている人材や団体をつなげ、将来にわたり地域の活性化を担う新しいつながりを構築する「西京結び」事業の実施に当たり、企画・運営等を行う事業者を募集する。

＜「西京区・洛西地域の新たな活性化ビジョン」に掲げる目指すべきまちのビジョン＞

① まち・人の「つながりを育てる」

～まち・人・活動をつなげよう～

② 京都の西の玄関口としての魅力を活かした「しごとを育てる」

～「つながり」から、働いてよしのまちをつくろう～

③ 西京区ならではの「くらしを育てる」

～豊かな自然とコミュニティに囲まれた「西京ライフ」を楽しもう～

2 応募資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において、京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 本市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、応募申請時現在において、引き続き1年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 過去5年以内に本業務と類似するまちづくり事業（住民主体で運営するイベント等の企画支援、人材・団体のネットワークづくり等）の企画立案等の業務を実施した実績があること。
- (5) 上記（4）の業務実績を有する業務責任者を配置できること。

3 募集期間

平成29年6月27日（火）から平成29年7月11日（火）まで

4 委託内容

別紙「平成29年度「西京結び」事業に係る企画・運営等業務委託仕様書」のとおり

5 応募手続等

(1) 提出書類

応募者は、次に掲げる書類を提出すること。

① 企画提案書【様式1】

② 受託希望金額に関する見積書及び内訳書

(様式任意。ただし、見積金額の合計は8(3)に掲げる金額を上限とする)

③ 事業者の概要(業務体制、営業内容等)がわかる資料(様式任意)

④ 過去5年以内に実施した、本業務と類似する業務の概要がわかる資料

(様式任意。ただし、1つの業務につき2ページ以内とする)

※ ①～④の書類はすべてA4サイズで作成・印刷すること。

(2) 提出部数

5(1)に掲げる提出書類 各6部

提出された書類は、返却しない。また、選定審査以外の目的には使用しない。

(3) 提出期限

平成29年7月11日(火)

(4) 提出方法

応募書類は、郵送又は持参により提出すること。

持参する場合は、平日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)。郵送の場合は当日必着とする。

(5) 提出先

〒615-8522

京都市西京区上桂森下町25-1

西京区役所地域力推進室(まちづくり推進担当: 榊田, 中嶋)

電話: 075-381-7197

FAX: 075-391-0583

Eメール: nishikyo-machi@city.kyoto.jp

6 募集内容等に係る質問

(1) 受付期限

平成29年7月4日(火) 17時

(2) 質問方法

質問票【様式2】を郵送，持参，FAX又はEメールで提出すること。

(3) 提出先

5（5）に同じ。

受け付けた質問には，平成29年7月6日（木）までに回答する。

7 審査・決定等

(1) 審査及び選定方法

提出された応募書類に基づき，西京区役所が開催する審査会において，7（2）の審査基準により提案内容を審査する。

合計得点が，各審査委員の審査において平均70点以上であることを前提条件とし，審査の結果，最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。平均点が同じ者が複数ある場合は，見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。ただし，平均点及び見積金額について同じ者が2者以上となった場合は，審査会にて協議のうえ，1者を受託候補者として選定する。

なお，応募者が1者の場合においてもプロポーザルは成立する。

(2) 審査基準及び配点

審査会では，以下の審査基準に従い100点満点による採点を行う。

評価項目	評価のポイント	配点
①実現性，効果及び独創性	提案内容は実現性が高く，効果的で，独創性があるか	30点
②理解度及び取組意欲	業務内容を十分に理解し，取組意欲が感じられるか	20点
③実施体制	業務を実施するために必要な人員が確保されているか	20点
④業務実績	同様の業務を実施した実績があるか	20点
⑤見積金額	見積金額に応じて配点を行う	10点
合計得点		100点

(3) 決定

審査会の審査結果を踏まえて，西京区長が決定する。

(4) 通知

すべての応募者に，審査結果を通知する。

8 委託契約

(1) 契約時期

平成29年7月中旬予定

(2) 契約期間

契約締結の日から平成30年3月30日（金）まで

(3) 契約金額の上限

825,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 成果物

- ① 業務実施報告書 一式
- ② 本業務で取得又は作成した資料 一式
- ③ 上記①・②に係る電子データ 一式

(5) 委託料の支払い

委託業務に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額を支払う。

委託料の支払いは、委託業務等の終了の後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(6) その他

- ① 契約後において提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- ② 当該事業について、他の団体に一括して再委託することはできない。当該事業の一部を委託する場合も、西京区役所と事前に協議するものとする。
- ③ 本業務の実施により得られた成果は、西京区役所に帰属する。
- ④ 受託者は、本業務の遂行に当たっては、適宜、西京区役所と打合せを行い、業務の進行状況の報告等を行う。
- ⑤ 受託者は、個人情報適切に管理するとともに、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは、業務委託終了後についても同様とする。